

県・市町村 合同公売会

1. 日時

8月28日(金)
午前9時30分開場

2. 会場

町総合体育館

3. 公売物件

AV機器、家電製品、
日用品など約900点
(予定)

問い合わせ先

県税務課
地方税徴収特別対策室
☎ 333-2099

滞納はゆるさない！ 動産差し押さえ実施中！！



6月14日、町税滞納者から
差し押さえた物件の平成21
年度第1回公売会が、町民体
育館で行われました。

結果は、次のとおりです。

来場者 (受付者)	130人
出品数	152点
売却数	136点
売却金額 (税込み)	389,438円

夜間納税相談

毎週水曜日(祝・祭日を除く)
午後5時30分から8時30分まで

休日納税相談

毎週第3日曜日
午前9時から午後4時まで
ぜひご利用ください。

納税に関する問い合わせ先 役場税務課納税係 ☎ 286-3111 内線 143・144

公的年金等に係る町県民税の納付方法が 年金からの引き落としに変わります

平成21年10月から、公的年金等に係る町県民税の納付方法が、公的年金からの特別徴収(引き落とし)に変わります。

町県民税が特別徴収に変わると、納付の手間が省け、また、納期限が4回から6回に増えるので、1回分の負担額が減ります。

なお、この制度は、公的年金等に係る町県民税の納付方法の変更であり、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る町県民税の納税義務のある方

※ただし、次に該当される方は引き落とされません。

- ・公的年金等の年額が18万円未満の方
- ・平成20年中に公的年金等の支払いを受けていない方
- ・公的年金等から、所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療(後期高齢者医療)保険料を差し引いた額が、町県民税額よりも少ない方

※障害年金・遺族年金からは特別徴収されません。

※給与など他の所得に係る税額は、年金からは特別徴収されません。

引き落としが中止となる場合は…

引き落とし開始後、益城町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。



問い合わせ先 役場税務課住民税係
☎ 286-3111
内線 141・142・355